

総務政策委員会記録

開会年月日	平成 29 年 7 月 10 日
開会時刻	午前 9 時 58 分
閉会時刻	午前 10 時 33 分
出席委員名	◎西山 則夫 ○野口 佳子 鈴木 豊司 野崎 隆太
	福井 輝夫 辻 孝記 黒木騎代春 工村 一三
	世古口新吾
	浜口 和久 議長
欠席委員名	—
署名者	鈴木 豊司 野崎 隆太
担当書記	山口 徹
審査案件	議案第 52 号 平成 29 年度伊勢市一般会計補正予算（第 1 号） （総務政策委員会関係分）
	議案第 55 号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第 56 号 伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について
	議案第 61 号 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
	議案第 63 号 化学消防ポンプ自動車の取得について
	議案第 65 号 伊勢市役所本庁舎改修工事（建築工事）の請負契約について
	議案第 66 号 伊勢市役所本庁舎改修工事（電気設備工事）の請負契約について
	議案第 67 号 伊勢市役所本庁舎改修工事（機械設備工事）の請負契約について
	議案第 68 号 二見町今一色津波避難施設新築工事（建築工事）の請負契約について
	議案第 69 号 東豊浜町津波避難施設新築工事の請負契約について
	議案第 71 号 字の区域の変更について
	所管事業の平成 29 年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明員	総務部長、総務課長、総務課副参事
	情報戦略局長、財政課長
	産業観光部長、商工労政課長、商工労政課副参事
	環境生活部長、環境生活部参事、戸籍住民課長 その他関係参与

審査経過

午前9時58分、西山委員長が開会を宣言し、会議成立宣言の後、会議録署名者に鈴木委員、野崎委員を指名。その後、直ちに議事に入り、去る7月3日の本会議において審査付託を受けた「議案第52号平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中、総務政策委員会関係分」外10件を審査し、議案第52号については、賛成多数で原案どおり可決すべしと決定し「議案第55号」外9件については、いずれも全会一致で原案どおり可決すべしとそれぞれ決定し、委員長報告文の作成については、正副委員長に一任することで決定した。

次に、「所管事業の平成29年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を審査し、今年度も5件程度の所管事業について報告を求めることとし、報告を求める事業については、正副委員長に一任することで決定して委員会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおりです。

開会 午前9時58分

◎西山則夫委員長

ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。

鈴木委員、野崎委員の御両名をお願いいたします。

本日御審査いただきます案件は、去る7月3日の本会議におきまして、総務政策委員会に審査付託を受けました11件、及び「所管事業の平成29年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」のあわせて12件であります。

案件名については、審査案件一覧のとおりでございます。

お諮りいたします。

審査の方法については、委員長に一任願いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

また、委員間の自由討議については、申し出がありましたら随時行いたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

【議案第52号平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中（総務政策委員会関係分）】

◎西山則夫委員長

それでは、はじめに「議案第52号平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中総務政策委員会関係分」を御審査願います。

審査の便宜上、歳出から審査に入ります。

補正予算書の10ページをお開きください。

10ページでございます。

10ページから11ページの款2 総務費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

すいません、一点お伺いいたしたいと思います。

積立金の説明の中で、副市長の補足説明でですね、30年度以降に必要となる工場立地促進奨励金の財源とするために積み立てるんやというような説明がございました。

現在、該当するような事業があるのか、またどんな事業をこれから想定されておるのかその辺あればですね、お示しをいただきたいと思うんですが。

◎西山則夫委員長

ただ今の発言に対しまして、質問に対しまして、財政課長。

●大西財政課長

今後の見込みということなんですけれども、このふるさと創生基金につきましては、実際の運用といたしまして、サンサポートスクエアの売払金を積み立ててきております。

今後見込まれるものといたしましては、設備投資奨励金、こういったものに充当していきたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

いや、そうじゃなくてですね、具体的な事業が現在あるのかどうなのか、企業誘致の予定があるのかどうなのか、その辺聞かせて欲しいんですけど。

◎西山則夫委員長

商工労政課副参事。

●野中商工労政課副参事

ただいまの質問にお答えいたします。

この積立金に関しましては、近いところではですね、菊川エンタープライズさんが二期工事を予定しておりまして、その用地取得奨励金、また設備投資奨励金に充てるように積み立てていただいております。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。よろしいですか。

御発言も、ないようですので款2 総務費を終わります。

次に、補正予算書22ページをお開きください。

22ページから23ページの款15予備費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款15予備費を終わります。
以上で歳出の審査を終わります。
次に8ページにお戻りください。
8ページから9ページの歳入の審査を一括で御審査願います。
御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で歳入の審査を終わります。
次に1ページへお戻りください。
条文の審査に入ります。
条文の審査についても条文一括でお願いいたします。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、条文の審査を終わります。
以上で「議案第52号中総務政策委員会関係分」の審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第52号平成29年度伊勢市一般会計補正予算（第1号）中総務政策委員会関係分」
については、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。
そのように決定いたしました。

【議案第55号 伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に条例等議案書の57ページをお開きください。
57ページから60ページの「議案第55号伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について」を御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第55号伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第56号伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に、61ページをお開きください。

61ページから67ページの「議案第56号伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」を審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第56号伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長。

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第61号伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について】

◎西山則夫委員長

次に、91ページをお開きください。

91ページから97ページの「議案第61号伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

すいません、何点か伺います。

私、この問題についてはマイナンバーカードの導入ともかかわってあまり肯定的な受けとめができないんですけれども、この条例について印鑑登録については条例があるんで、条例が一部改正されると、その他の戸籍関係その他については規制の緩和がされてるので議会に諮る必要ないということで、ここには載ってないんですけれども、相関連する場合もあるかわかりませんが、お伺いします。

一つは、現在行われております自動交付機で発行されるそういう書類と、今度コンビニで交付発行可能な書類のすな、比較というか、種類としてはどういうふうな、違いがあるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

自動交付機での発行書類と、コンビニでの交付発行書類の違いでございますけれども、公的な証明としての違いはございません。

ただ発行種類として、先の協議会のほうでも報告させていただきましたが、これまで自動交付機で住民票を、それと印鑑登録証明書の2種類であったものが、これに戸籍関係の抄本謄本、それから、戸籍の附票、それと、税務関係の書類が発行されるという部分が加わるということが、違いとしてございます。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今後については、このコンビニについては、附表などという戸籍でももう一切がわかるようなことも含めて、無人のそういう発行機で発行できるようになるということで、大きな違いがあるというふうに受けとめます。

今窓口ですと、戸籍に関する書類の交付請求の条件、第三者がですね請求を求めた場合、いろいろな、条件があると思うんです。

いろんなこと、それなりの正当な理由が証明されなきゃならんということがあると思うんですけども、今度コンビニで機械を相手にする場合は、そういう点についてはどうなんでしょうか。

◎西山則夫委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長。

現在の窓口におきましては、まずその申請者がどういう立場の方であるかということの身分証明書を求めるほど厳格なものになっております。

ただコンビニにおきましては、マイナンバーカードとそのマイナンバーカードに関する暗証番号というものが必須要件となります。

ですので、その方が、その二つの要件を満たすということであれば、もしそれが第三者に委任するということの委任状況が整っているというふうに判断をして出ささせていただくようなものでございます。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員
わかりました。

現在は人が確認をするということではいろんな角度から、確認できると思いますけど、今度からは、マイナンバーカードと暗証番号さえわかれば、だれでもということないというふうに思うんですけども、そういうことはありうるというふうに大分条件変わると思いません。例えばですね、こういう場合どうでしょうか。

子どもに、このマイナンバーカードを託して、そういう証明をですな、発行してもらって、こういうことが可能なんですか。

◎西山則夫委員長
戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長。

確かにコンビニエンスストアにおきまして、顔面認証のようなシステムもございませんので、その方が御本人さんであるかということは確認はできませんけれども、そのマイナンバーカードの持ち主の方がその子どもさんになら、十分、齟齬なくできるというふうな判断をされた場合のみ、お遣いに出されるということであろうかと思っておりますので、問題はないのではないかとこのように考えております。

◎西山則夫委員長
黒木委員。

○黒木騎代春委員

はい、あくまでも自己責任ということになるのかな、というふうに思います。

それではですね、仮にですね、こういう I T に長けた人ならあまりこんなはないと思うんですけども、操作がわからない、ときというのもあると思うんですけども、特に高齢者、高齢者でも I T に長けた人もおると思うんですけども。

そういう場合はですね、どういうふうになるのか。

対応を、その機械の操作がわからないけど発行したいと思ってそこへ行った場合、そういう現象の場合、どういう対応になるんですか。

◎西山則夫委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

基本的にはコンビニの店員さんがかかわることは、コンビニ協会の通知のほうで禁止されております。

ですので、もし利用方法がわからない場合は、その管轄の市町村へ、連絡をとって電話等でやりとりをするというような、指導がなされておりますので、私ども、伊勢市の戸籍住民課のほうで、もしくは総合支所、支所のほうで対応させていただきたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

本当に複雑な対応を、役所として求められるようになるんじゃないかなと。

かえって手間がかかる可能性もあるんじゃないかと、お伺いして感じました。

例えばその不正な手段ですな、そういう証明が仮に引き出されて、使われたとか、あるいはいろんな店側のいろんなトラブルで問題が生じた、そんなようなときは、コンビニのその会社と行政の関係、契約関係、それどういうふうに解決するんですか。

◎西山則夫委員長

戸籍住民課長。

●西川戸籍住民課長

幸い、全国で400団体以上の自治体がコンビニ交付を実施しておりますけれども、今のところ、そういった不正にかかわる事例が発生したということは確認がとれておりません。

ですので想定の話になりますけれども、やはり利用者の利益を最大限守れるよう、市としても努力をしていきたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

黒木委員。

○黒木騎代春委員

今のところ問題もないというふうに言われますけども、現在、全国でこの間お伺いした自治体数で417、だいたい25%ぐらいですよ。

これがもうどんどん広がっていく中では、そういうことがどんどん出てくるんじゃないかなと、いうふうに思います。

そういう意味でですね、これに対しては、私は大きな問題をはらんでくるものではないかな。

交付税措置があるというても、あくまでも一部分であって、その他については、市の税金がですな、投入されるという意味からいっても、今のマイナンバーのカードの発行割合これから見ても、市民が得る享受できるメリットと、それから引き換えにあるデメリット、これ考えても、まだまだ伊勢市はこれをやるべきではないのではないかと。

もう少し、後からでもいいのではないかと、思うんですけど。

そういう立場で私はちょっとこの機会には、ちょっと。

◎西山則夫委員長

後ほど討論で。

他に御発言ございませんか。継父

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

黒木委員。

○黒木騎代春委員

コンビニによる各証明書の発行についての、この条例の一部改正議案についてですけども、この問題に反対の立場から、討論をさせていただきます。

そもそも戸籍というプライバシー情報の固まりを個人番号カードによってコンビニでも発行できるようにしてしまうリスクはあまりにも大きく、取り返しがつかなくなるのではないかという懸念があります。

戸籍については、姻歴あるいは離婚歴、養子縁組の事実関係、親子関係、親族関係など、その方の系譜の一端を知ることができるもので、遺産相続の際には重要な資料となります。

また、今回、発行の対象に加える戸籍の附票、過去にどこに住んでいたのかというこれまでの、居住地履歴がすべてわかる証明書類です。

この戸籍や戸籍の附票というものは、氏名住所性別生年月日を記載した住民票や各種の税金の証明書などと比較しても、格段にその方にとってのデリケートで重要なプライバシー情報がまとまっている証明書です。

それが、個人番号カードを取得して、4けたの暗証番号さえわかれば、全国どこにでも展開されているコンビニ店において、だれの監視の目も行き届かない場所にある多機能端末機によって、いくらでも発行できてしまうというのは、あまりにも危険なことだと思います。

市民カードの今までのやり方では、氏名住所性別生年月日、そして写真等の記載は一切ありません。

したがって、悪用しようとする側からすれば、だれのカードかもわからないし、どれだけの価値がこのカードにあるのかもわからない。

そのことを調べることも容易ではない上に4けたの暗証番号を解読しなければならない。

そして何よりもこのカードでは戸籍や戸籍の附票は絶対に入手できないという、絶対的な制限もあわせて、幾つものハードルが課せられています。

そのことと比べても、今回の措置は安易な手段をとろうとしていることだと考えます。

マイナンバーカードが普及していないのに、コンビニ交付を早急に進めるのは問題ではないでしょうか。

国の予算措置といっても一部でしかなく、残りは市民の税金が使われます。

延期の措置も含めて再考していただくことを求めて、反対であることを述べ討論としまおう。

◎西山則夫委員長

他に討論ございませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

それでは、この議案第61号に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

この件に関しては、過去、私議会でも一般質問をさせていただいた上での賛成ではございますが、既に実施をしている他市にも私は視察に行かせていただいております。

その上でですけれども、今現在、伊勢市でこれが行われていない、コンビニ交付が行われていないということは、それだけ、市民の皆様にある意味では他市との格差を生じさせている。

ある意味では、迷惑をかけているような現状ではないかと私は感じております。

確かに情報流出等の懸念はゼロではございません。

多いに考えられる懸念ではございますけれども、現時点ではマイナンバーカードを発行しないという選択肢も当然ございます。

その中でですね、マイナンバーカードを発行して利用したいという市民が1人でも多くいるのであれば、それに対して、どのように実施をしていくかと考えるのが本来の行政の考え方ではないかと私は、思っております。

またあわせて、このような、私ども田舎の都市であれば、また、ある程度の面積を有している市であればですね、コンビニとかそういったですね、民間の力を活用して、行政サービスの一端を担っていただくことで、ひいては最終的に、例えば支所機能の再配置などのときに、正しい行政サービスのあり方とか、形を考える一助になるんじゃないかと私は

思っております。

現時点では、伊勢市は既に遅れているという認識をぜひとも皆さんにも共有をいただき、またあわせてですね、先ほど、少しお話がありました今の現在の交付機に関しても、4年後、マイナンバーカードの普及とともにどうするのかということも、検討をこれからもしていただきながら、このサービスの導入にぜひとも、チャレンジをしていただきたい。そのような思いを持って賛成とさせていただきます。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

発言もないようでありますので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第61号伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」、原案どおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

〔起立多数〕

◎西山則夫委員長

起立多数と認めます。

よって、「議案第61号」は原案どおり可決すべしと決定をいたしました。

【議案第63号化学消防ポンプ自動車の取得について】

◎西山則夫委員長

次に、101ページをお開きください。

101ページから103ページの「議案第63号化学消防ポンプ自動車の取得について」を御審査願います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。
続いて討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。

「議案第63号化学消防ポンプ自動車の取得について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第65号伊勢市役所本庁舎改修工事（建築工事）の請負契約について】

◎西山則夫委員長

次に107ページをお開きください。

107ページから116ページの「議案第65号伊勢市役所本庁舎改修工事（建築工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第65号伊勢市役所本庁舎改修工事（建築工事）の請負契約について」は、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第66号伊勢市役所本庁舎改修工事（電気設備工事）の請負契約について】

◎西山則夫委員長

次に、117ページをお開きください。

117ページから119ページの「議案第66号伊勢市役所本庁舎改修工事（電気設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

討論もないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第66号伊勢市役所本庁舎改修工事（電気設備工事）の請負契約について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

【議案第67号伊勢市役所本庁舎改修工事（機械設備工事）の請負契約について】

◎西山則夫委員長

次に120ページをお開きください。

120ページから122ページの「議案第67号伊勢市役所本庁舎改修工事（機械設備工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第67号伊勢市役所本庁舎改修工事（機械設備工事）の請負契約について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第68号二見町今一色津波避難施新築工事（建築工事）の請負契約について】

◎西山則夫委員長

次に、123ページをお開きください。

123ページから129ページの「議案第68号二見町今一色津波避難施新築工事（建築工事）の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第68号二見町今一色津波避難施設新築工事（建築工事）の請負契約について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第69号東豊浜町津波避難施設新築工事の請負契約について】

◎西山則夫委員長

次に、130ページをお開きください。

130ページから136ページであります。

「議案第69号東豊浜町津波避難施設新築工事の請負契約について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第69号東豊浜町津波避難施設新築工事の請負契約について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

【議案第71号字の区域の変更について】

◎西山則夫委員長

次に、143ページをお開きください。

143ページから145ページの「議案第71号字の区域の変更について」を御審査願います。

御発言はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

それでは少しお聞かせをいただきたいと思います。

今回ですね、二筆のみの飛び地ということで、合筆に支障があるんで、その地権者の申請に基づいて、やるんやというお話がございました。

これ高麗広の奥のほうなんですけど、合筆をしてですね、その後、何か事業をされるのかどうかその辺、その合筆の目的というのがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

◎西山則夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

今回申請に当たってお聞きしておるのは、ほかにも一杯土地をお持ちやということで、その整理をしとる最中ということで、今回は本当に飛び地の整理をしたいという、それだけのお話でございます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

この字の区域の変更につきましてはですね、以前は三重県知事の、告示っていうんですか、それで効力が出ておったと思うんですが、それが権限移譲化ということで、市町村のほうへおりてきた、市長の告示によって効力を生じるということになるかと思えます。

その法律が改正された後ですね、初めての事案ではないかと思うんですが、伊勢市として、字の区域の変更等の申し出をですね、受け付ける際の基準といいますか、条件と言いますか、そんなものを設定をされておるんでしょうか。

◎西山則夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

それは昔、国のほうが決めて、県からも事務引き継いだときに、マニュアル的なものということで聞いております。

ほとんどが土地区画の整理とか、大規模な宅地造成があったときとか、今回のように、本当に飛び地の整理、飛び地の整理は何でかといいますと、不動産登記の法律のほうで飛

び地の場合は合筆ができないというふうに制限がかかっていますので、そういった、所有者の方、あるいは行政上の事情からこういうふうに整理をしたほうがええというような場合について、今回のように、変更するというものになってございます。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
ということは、そういう申し出があれば、すべて、受け付けていくと、そういう方針でよろしいですかね。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長
土地区画、改良事業とか、土地区画整理とか、そういう行政上の需要があって行うもの、もしくは、宅地造成のように、字の区域がいじくじになっていて、実際整理された区域を販売しようというときに、土地が二筆にまたがっていると販売もできにくいとかそういう事情があるかどうかというあたりを判断させていただくということになるかと思います。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員
おっしゃることはわかるんですが、別の法律によってですね、必要性に応じてすることわかるんです。
今回のように、単に合筆をしたいということで、申し出があった場合にですね、これからすべて受け付けてくんだり、という方向なんではないですかね。

◎西山則夫委員長
総務課長。

●中川総務課長
基本的には、財産権がありますんで、そちらのほうを尊重させていただくということにはなるかと思います。

◎西山則夫委員長
鈴木委員。

○鈴木豊司委員

何でこんなことをいうかといいますとですね、事業の目的もなくって、だれでも、申請ができるというような状況になると、将来的に何か問題が出てきそうな気がしてるんです。具体的には申し上げませんが、そんな思いもあるもので、申し上げております。

もう1点ですね、これは大字、町界が絡んできた場合も同じような扱いで対応されていくんでしょいかね。

◎西山則夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

おっしゃる意味はわかります。

いろんな事情が複雑に絡む場合、そういうのはちょっと曖昧な言い方になって申しわけないんですけども、総合的に判断をするということになるかと思えます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

町界が絡んだ場合、町の境界が絡んできた場合、同じような扱いでいいんですかね。

◎西山則夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

すみません、そこら辺はいろんな事情があろうかと思えますんで、どんな事情があるかというのをすべて洗い出しするような格好で、どんな、当然不利益が生じてくる場合もありますんで、そこら辺は比較考慮という格好で考えるということになるろうかと思えます。

◎西山則夫委員長

鈴木委員。

○鈴木豊司委員

もう1点ですね、行政界の変更する場合に、手続き的に、従前と変更がされておるのか、その辺だけ教えていただけないですか。

総務大臣の告示、官報登載で効力が生じるようなことやったと思うんですけど、現在も変わらないのかその辺だけ教えてもらえませんか。

◎西山則夫委員長

総務課長。

●中川総務課長

すみません、ちょっとそこは、調べてないんですけども、あまり変わりはなかったように記憶しております。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

他に御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

「議案第71号字の区域の変更について」は原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

以上で審査付託を受けました案件につきましては終了いたしました。

委員長報告文につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認め、そのように決定をさせていただきます。

次に、「所管事業の平成29年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、常任委員会別に当局から事業の進捗状況や予算の執行状況等の報告を受けることになってございます。

今年度も5事業程度を選定し、9月定例会までに、実施したいと思っておりますが、当局から報告をいただく事業の選定について御意見等ございませんか。

案件は、皆さん、大体、まだ、総務政策委員会に関する分の、特に、ここ数年ほどの年度別決定事業等を聞いておるんですが、1年間に5件程度の案件を選びましてそこで審査をいただくということになるんですか。

特に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御意見もないようですので、この件、選定につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

はい、お諮りいたします。

「所管事業の平成29年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」は9月定例会までに5事業程度を調査することとし、当局から報告いただく事業の選定については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

はい、御異議なしと認めます。

そのように決定をいたしました。

なお、本件につきましては継続調査事項と事項として6月定例会の最終日に上程をする予定でございます。

以上で御審査いただきます案件は終わりましたので、これをもちまして総務政策委員会を閉会いたします。

御苦勞様でございました。

閉会 午前10時33分

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員